

令和6年(2024)11月13日
菊川総合支所建設農林課

下関市菊川堆肥センターに係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市菊川堆肥センターに係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります。下関市議会令和6年第4回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

(1) 施設の概要

- ア 名称 下関市菊川堆肥センター
- イ 所在地 下関市菊川町大字久野10556番地17
- ウ 施設設置目的
 - (ア) 家畜排せつ物の適正処理
 - (イ) 地域の有機性資源の有効活用による良質堆肥の製造
 - (ウ) 土づくりの推進
- エ 施設規模・内容
 - 発酵舎 1棟1,180㎡(鉄骨造フッソフィルム葺き平屋建)
 - 乾燥舎 2棟2,160㎡(鉄骨造フッソフィルム葺き平屋建)
 - 脱臭施設 土壌脱臭層 一式
 - 用地面積11,315㎡ 敷地面積8,411㎡
- オ 処理能力
 - 年間処理量3,650トン
 - 製品量1,267トン
- カ 機械設備内容
 - 原料乾燥機 3台 発酵攪拌機 1台
 - 堆肥袋詰装置設備一式
 - 車両等: ホイールローダ0.8m³(1台)
 - フォークリフト(1台)
 - スキッドステア式ホイールローダ0.3m³(1台)
 - 高床式ダンプトラック2t(1台)

(2) 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 指定管理候補者の概要

| | |
|----------|---------------------|
| ア 名 称 | 山口県酪農農業協同組合 |
| イ 所在地 | 下関市菊川町大字久野10556番地の3 |
| ウ 主な業務内容 | 酪農専門農業協同組合 |

2 選定までの経緯

| | | |
|------|--------|---|
| 令和6年 | 8月30日 | 公募により応募団体を募集・受付開始 |
| | 9月13日 | 説明会の実施 |
| | 9月30日 | 募集・受付終了 |
| | 10月21日 | 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市菊川堆肥センター）開催 |
| | 10月23日 | 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市菊川堆肥センター）から下関市長が意見書を受理 |
| | 10月30日 | 下関市が指定管理候補者を選定 |

(1) 応募資格

次のアからサまでの要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又は共同事業体とし、個人での申し込みをすることはできません。

ア 産業廃棄物処理業の許可を受けていること、又は許可を受けることが確実なこと。

イ 産業廃棄物処理業の収集・運搬、処分に係る各種資格等を取得した者が構成員の中に含まれており、本業務を行うことが可能であること。

ウ 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。

オ 過去2年以内に、指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定の取消しを受けていないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における入札参加を制限されていないこと。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

ク 過去2年以内に、労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けている場合にあつては、申込時において当該是正

勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。

ケ インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。ただし、本業務が消費税課税取引に該当しない場合又は本施設の特性上、利用者がインボイスを必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合は、この限りでない。

コ 共同事業体の場合には、構成する全ての団体が以上の条件（ア及びイについては、構成団体のうち1団体以上）を満たすとともに、申込時に「共同事業体協定書」を市に提出し、また、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること。

サ 現地説明会に参加すること。

（2）応募状況

ア 現地説明会参加団体数 1 団体

イ 申込書提出団体数 1 団体（山口県酪農農業協同組合）

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市菊川堆肥センター）（以下「指定管理候補者選定委員会」という。）において、応募団体から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者として選定しました。

4 指定管理候補者選定委員会の委員（5人）

【学識経験者】

小柳 真二（下関市立大学 准教授）

【経営又は財務に関する有識者】

木村 忠義（山口県農業協同組合菊川町支所 支所長）

【当該指定管理施設の管理運営に関する有識者】

竹下 和久（山口県下関農林事務所 副部長）

【類似する施設の管理運営に関する有識者】

坂本 亨（山口県農業協同組合販売部畜産課 課長）

【当該指定管理施設の管理運営に関する有識者】

東矢 博信（下関市役所菊川総合支所 総合支所長）委員長

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

別紙1「下関市菊川堆肥センター指定管理候補者審査基準」のとおり。

最低制限基準を総合点の6割とし、応募が1団体の場合は、過半数の委員の採点が6割を超えていること（各委員100点満点の採点方式）としました。

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1) 採点結果（A～E委員は、4で表記する委員の氏名順とは異なります。）

| A委員 | B委員 | C委員 | D委員 | E委員 | 合計点 | 平均点 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 81 | 92 | 91 | 76 | 73 | 413 | 82.6 |

(2) 指定管理候補者選定委員会での主な意見

- ・収支について
- ・利用促進について
- ・利用料について

(3) 議事録（要点）

別紙2「下関市指定管理候補者選定委員会（下関市菊川堆肥センター）議事録【要点】」のとおり

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、山口県酪農農業協同組合を指定管理候補者に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙3「事業計画書」のとおり

(2) 選定の主な理由

ア 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしているため。

イ 指定管理候補者選定委員会における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

8 提案額

指定管理料なし